

# 相談から 支援までの流れ

相談  
無料

秘密  
厳守

## 1 まずは地域の相談窓口へ。

各区の窓口配置されている相談支援員が対応します。  
何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合は、  
まずはお電話ください。

## 2 生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を  
相談支援員にお話ください。  
生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて  
寄り添いながら支援を行います。

## 3 あなただけの支援プランを。

あなたの意思を尊重しながら、  
自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、  
あなただけの支援プランを一緒に作ります。

## 4 支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは  
関係者の話し合い(支援調整会議)により  
正式に決定され、その支援プランに基づいて  
各種サービスが提供されます。

## 5 支援中もプラン確認・修正。

各種サービスの提供がゴールではありません。  
あなたの状態や支援の提供状況を相談支援員が  
定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は  
支援プランを再検討します。

## 6 支援後も必要に応じてフォロー。

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、  
安定した生活が維持できているか、必要に応じて、  
相談支援員がフォローアップします。

**ご相談は**  
お住まいの区の  
いのちをつなぐネットワークコーナー  
(各区役所保健福祉課)にご連絡ください。

相談時間

月～金曜日 / 8:30～17:15  
(祝日・年末年始を除く)

〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1  
**門司区** ☎093-331-1881  
(内線495)

〒803-8510 小倉北区大手町1-1  
**小倉北区** ☎093-582-3478

〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2  
**小倉南区** ☎093-951-4111  
(内線623・624)

〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1  
**若松区** ☎093-761-5321  
(内線430)

〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1  
**八幡東区** ☎093-671-0801  
(内線404)

〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3  
**八幡西区** ☎093-642-1441  
(内線462)

〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1  
**戸畑区** ☎093-871-1501  
(内線638)

# 仕事や生活などの 困りごとを共に考え 支援します

仕事に関すること  
生活に関すること  
お金のやりくり  
仕事や借金、家族関係など  
様々な理由で  
経済的に困りの方の  
ご相談をお聞きし、  
各種関連機関と連携しながら、  
共に考え、  
それぞれの状況に応じた  
支援を行います。



いのちをつなぐネットワークコーナー

(受託:北九州市社会福祉協議会・グリーンコープ生活協同組合ふくおか共同事業体)

相談時間 / 月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)



# あなたの 困りごとについて 一緒に考えます



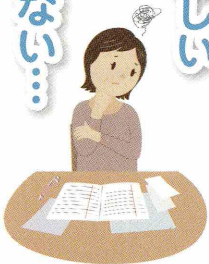
● 社会に出るのがこわい、将来が不安

● 就職活動をしたいが、生活費が足りないし、貯金もほとんどない

● 働きたいと思ってるが、なかなか仕事が決まらない

● 借金がいったいいくらなのか分からない…

● 家計のやりくりが難しい



## 自立相談支援事業



### あなただけの 支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まず各区の相談窓口にご相談ください。相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 就労準備支援事業



### 社会、就労への 第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、一定期間のプログラムにそって、一般就労のための基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

## 住居確保給付金の支給

### 家賃相当額を 支給します。



離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額(世帯人数により上限あり)を支給します(大家等に代理納付)。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

## 家計改善支援事業



### 家計の立て直しを アドバイス。

家計状況を「見える化」し、根本的な課題を把握することで、相談者が自ら家計を管理できるように、支援します。状況に応じた支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。